

つくば市入札参加指名停止等措置要綱の規定に基づき、下記業者に対し指名停止を行います。

指名停止措置の概要

指名停止措置業者名及び住所	指名停止の期間	つくば市入札参加指名停止措置要綱該当条項等	事実概要
株式会社大塚商会 代表取締役社長 大塚 裕司 東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号	令和4年(2022年)10月19日から 令和5年(2023年)1月18日まで (3か月間)	「つくば市入札参加指名停止等措置要綱」第2条第1項別表第2第2項「独占禁止法違反」第3号 左記の者は、課徴金減免制度の適用を受けていることから、同要綱第4条第3項を適用して、指名停止期間を2分の1とする。	(株)大塚商会は広島県教育委員会及び広島市が発注する特定コンピュータ機器の一般競争入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたことにより、令和4年10月6日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
中外テクノス株式会社 代表取締役社長 福馬 聡之 広島県広島市西区横川新町9番12号	令和4年(2022年)10月19日から 令和5年(2023年)4月18日まで (6か月間)	「つくば市入札参加指名停止等措置要綱」第2条第1項別表第2第2項「独占禁止法違反」第3号	中外テクノス(株)は広島市が発注する特定コンピュータ機器の一般競争入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたことにより、令和4年10月6日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。